

オークマ健康保険組合 規約

オークマ健康保険組合
(令和7年1月1日)

目 次

第 1 章	総則.....	2
第 2 章	組合会.....	3
第 3 章	役員及び職員.....	7
第 4 章	事業.....	1 0
第 5 章	財務.....	1 3
第 6 章	個人情報の保護.....	1 5
附 則		1 6

第1章 総 則

(組合の目的)

第1条 この健康保険組合（以下「組合」という。）は健康保険法（大正11年法律第70号。以下「法」という。）に基づき、この組合の組合員である被保険者の健康保険を管掌することを目的とする。

(組合の名称)

第2条 この組合はオークマ健康保険組合という。

(組合員の範囲)

第3条 この組合は、第5条に掲げる事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者（以下「任意継続被保険者」という。）を含む。）を組合員の範囲とする。

(組合の事務所等)

第4条 この組合の事務所は次の場所に置く。
愛知県丹羽郡大口町下小口五丁目25番地の1

(設立事業所の名称及び所在地)

第5条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称	所 在 地
オークマ株式会社	愛知県丹羽郡大口町
オークマ労働組合	愛知県丹羽郡大口町
オークマ生活協同組合	愛知県丹羽郡大口町
大隈病院	愛知県名古屋市北区
中部機械株式会社	愛知県尾張旭市下井町
旭精機工業株式会社	愛知県尾張旭市旭前町
旭サナック株式会社	愛知県尾張旭市旭前町
株式会社大隈技研	愛知県丹羽郡大口町
株式会社日本精機商会	愛知県小牧市下末
オークマ興産株式会社	愛知県丹羽郡大口町
株式会社アステックス	愛知県尾張旭市旭前町
オークマスチールテクノ株式会社	岐阜県可児市姫ヶ丘
株式会社オークマキャリアスタッフ	愛知県丹羽郡大口町
オークマテック株式会社	愛知県江南市前野町

(公告の方法)

第6条 この組合において、公告しなければならない事項は、この組合及び事業所の掲示板に掲示する。

第2章 組 合 会

(議員の定数)

第7条 この組合会の議員定数は20人とする。

(被選挙権を有しないもの)

第8条 法第118条第1項各号のいずれかに該当する者は、議員となることができない。

(議員の任期)

第9条 議員の任期は3年とする。

2. 前項の任期は、選定又は総選挙の日から起算する。ただし、選定又は総選挙の日が前任者の任期満了前である時は、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。
3. 議員に欠員を生じたため、新たに選任された議員の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 議員の定数に異動を生じたため、新たに選任された議員の任期は、現に議員である者の任期満了の日までとする。

(互選議員の選挙方法)

第10条 被保険者である組合員の互選する議員（以下「互選議員」という。）の選任は、連記無記名投票による選挙により行われなければならない。ただし、議員候補者の数が選挙すべき議員の定数を超えない場合はこの限りではない。

2. 前項の投票は1人につき1票とする。

(互選議員の選挙区及び議員数)

第11条 互選議員の選挙は各選挙区ごとに行う。

2. 前項の選挙区及び選挙区ごとに選挙する互選議員の数は次のとおりとする。

選挙区	選挙区の範囲	議員数
第1区	オークマ株式会社 オークマ労働組合 オークマ生活協同組合 大隈病院 中部機械株式会社 株式会社大隈技研 株式会社日本精機商会 オークマ興産株式会社 オークスチールテクノ株式会社 株式会社オークマキャリアスタッフ オークマテック株式会社	7人
第2区	旭精機工業株式会社 旭サナック株式会社 株式会社アステックス	3人

(互選議員の選挙の管理)

- 第12条 互選議員の選挙においては、選挙区ごとに選挙長をおかななければならない。また、2以上の投票所を設けるときは、投票所ごとに投票管理者をおかななければならない。
2. 選挙長及び投票管理者は、理事会において選任する。
 3. 選挙長は選挙会の開閉、開票の管理及び当選人の決定その他選挙の管理に関し必要な事務を行う。
 4. 投票管理者は、投票所の開閉その他投票の管理を行う。
 5. 互選議員の選挙を行ったときは、選挙長は選挙録を、投票管理者は投票録を作り、それぞれこれに署名しなければならない。ただし、第10条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においてはこの限りではない。

(当選人)

- 第13条 選挙の結果、各選挙区において最多数の投票を得た者から順次定数に達するまでの者をもって当選人とする。ただし、各選挙区内の議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。
2. 前項の規定にかかわらず、第10条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、当該議員候補者をもって当選人とする。

(選挙の無効)

- 第14条 選挙は選挙の規定に違反することがあって、選挙の結果に異動を生ずるおそれがある場合に限り無効とする。
- ただし、当選者に異動を生ずるおそれのない者を区分することができるときは、その者に限り当選の効力を失うことはない。

(互選議員の選挙執行規定)

- 第15条 この規約に定めるもののほか互選議員の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て、別に定める。

(選定議員の選定)

- 第16条 事業主である組合員が選定する議員（以下「選定議員」という。）は互選議員の総選挙の日に選定しなければならない。
2. 選定議員に欠員を生じたときは、事業主である組合員はすみやかにその欠員について議員を選定しなければならない。
 3. 事業主である組合員は、議員を選定したときは文書で理事長に通知しなければならない。

(議員の就職、退職)

- 第17条 議員が就職、又は退職したときは、すみやかにその旨を公告しなければならない。

(通常組合会)

- 第18条 通常組合会は、毎年2月及び7月に招集することを常例とする。

(臨時組合会)

- 第19条 理事長は、議員の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して組合会の招集の請求があったときは、その請求のあった日から20日以内に組合会を招

集しなければならない。

2. 前項のほか、理事長は必要があるときはいつでも臨時組合会を招集することができる。

（組合会招集の手続き）

第20条 理事長は、組合会の招集を決定したときは、緊急を要する場合を除き、議員に対して、開会の日から少なくとも6日前に招集状を送付しなければならない。

2. 前項の招集状には、会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を記載しなければならない。
3. 組合会はテレビ会議システム及びweb会議システム等遠隔地とのやり取りができる会議システム（以下「会議システム」という。）により開催することができる。

（代理）

第21条 議員は、組合会に出席することができないときは、あらかじめ通知のあった組合会に付議する議案について賛否の意見を付した書面又は代理人をもって、議決権または選挙権を行使できる。

2. 前項の代理については、選定議員の場合は組合会に出席する他の選定議員、互選議員の場合は組合会に出席する他の互選議員でなければ代理を行うことはできない。

（組合会の傍聴）

第22条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決議があったとき又は会議システムにより組合会を開催したときはこの限りでない。

（組合会の会議規則）

第23条 組合会は、会議規則を設けなければならない。

（組合会の議決事項）

第24条 次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
 - (2) 収入支出予算及び事業計画
 - (3) 収入支出決算及び事業報告
 - (4) 規約及び規程で定める事項
 - (5) その他重要な事項
2. 理事長は、次の各号のいずれかの理由により組合会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第21条第1項の規定による書面の提出を求めることとし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「施行令」という。）第9条の定足数を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。
 - (1) 議員の疾病、負傷
 - (2) 議員に係る災害又は交通途絶
 - (3) 災害等の発生による外出自粛要請
 3. 理事長は、前項の議決を行った場合には、すみやかに議員に通知しなければならない。

(会議録の作成)

第25条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 開会の日時及び場所
 - (2) 議員の定数
 - (3) 出席した互選議員の氏名・人数、選定議員の氏名・人数、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名・人数、並びに代理を受けた議員の氏名
 - (4) 議事の要領
 - (5) 議決した事項及びその賛否の数
2. 会議システムにより組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。
- (1) 会議システムで組合会を開催した旨
 - (2) 会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨
 - (3) システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨
 - (4) 会議システムにより参加した組合会議員の氏名及び場所
3. 書面による議決を行った場合の会議録には、第1項の事項に加え、書面による議決で組合会を開催した旨を記載しなければならない。
4. 会議録は議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員がこれに署名する。
- ただし、書面による議決を行った場合は、事前に理事長が指名した議員が署名することができる。

(議員の旅費及び報酬補償)

第26条 議員の旅費及び被保険者である議員が、その職務を行うことにより平常の業務に対する報酬を受けることができない場合における補償の額並びにこれらの支給の方法は、組合会の議決を経て別に定める。

(組合会の検査)

第27条 組合会は、法第20条に規定する検査を行う場合において、委員をおくことができる。

2. 前項の検査に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

第3章 役員及び職員

(理事の定数)

第28条 この組合の理事の定数は8人とする。

(理事及び監事の任期)

第29条 理事及び監事の任期は、議員の任期とする。

2. 理事及び監事は、その任期満了の日前に、議員の資格を失ったときは、その資格を失う。
3. 理事及び監事に欠員を生じたため、新たに選挙された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 理事の定数に異動を生じたため、新たに選挙された理事の任期は、現に理事である者の任期満了の日までとする。
5. 理事及び監事は、第1項の規定にかかわらず、任期満了後であっても後任者が就任するまでその職務を行う。

(理事、理事長及び監事の選挙)

第30条 理事、理事長及び監事は、無記名投票による選挙により行わなければならない。

ただし、候補者の数が選挙すべき理事、理事長及び監事の定数を超えない場合は、この限りではない。

2. 前項に定めるもののほか、理事、理事長及び監事の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

(理事会の構成)

第31条 この組合に理事会をおき、理事をもって構成する。

(理事会の招集の手続き)

第32条 理事会は、必要に応じ理事長が招集し、理事長がその議長となる。

2. 理事会を招集するには、理事に対し、その開会の日の3日前までに会議の目的である事項、並びに開会の日時及び場所を示し、文書で通知しなければならない。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。
3. 前項の規定は、監事について準用する。
4. 理事会は会議システムにより開催することができる。

(理事会の決定事項)

第33条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。

1. 常務理事の選任及び解任の同意
2. 事業運営の具体的方針
3. 準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法
4. この規約に定める事項
5. その他事務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの

(理事会の議事)

第34条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2. 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面又は代理人をもって、理事会に加わることができる。
4. 前項の代理を行う場合は、理事会に出席する他の理事でなければ、代理を行うことはできない。
5. 理事は、特別の利害関係のある議事については、その議事に加わることができない。ただし、理事会の同意があった場合は、出席して発言することができる。
6. 理事長は、次の各号のいずれかの理由により理事会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第3項の規定による書面の提出を求めることとし、理事定数の半数以上を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。
 - (1) 理事の疾病
 - (2) 理事に係る災害又は交通途絶
 - (3) 災害等の発生による外出自粛要請
7. 理事長は、前項の議決を行った場合には、速やかに理事に通知しなければならない。

（理事会の会議録）

- 第35条 理事会の議事については、会議録を作成する。
2. 前項の会議録については、第25条の規定を準用する。

（理事長の職務）

- 第36条 理事長は、組合の事務を総理し、第33条の規定により理事会において決定する事項以外の事項について決定する。

（常務理事及びその職務）

- 第37条 この組合に1名の常務理事をおき、理事会の同意を得て理事長が理事のうちからこれを指名する。
2. 常務理事は、理事長を補佐し、常務を掌理する。

（監事の職務）

- 第38条 監事は組合の行う事業の全般を監査する。
2. 前項に定めるもののほか、監事の行う監査に関して必要な事項及び様式等は、組合会の議決を経て別に定める。

（理事長の専決）

- 第39条 理事長は、施行令第7条第4項の規定に基づき、緊急に行う必要のあるものを処分することができる。

（理事長の事務委任）

- 第40条 理事長は、第36条に規定する事務の一部を常務理事に委任することができる。

（理事長の職務代理）

- 第41条 理事長に故障がある場合において、その職務を代理する理事は、理事長が指名する。

(理事、理事長、常務理事及び監事の就任)

第42条 理事、理事長及び監事は当選が確定した日から、常務理事は理事長が指名した日から就任する。

2. 理事、理事長、常務理事及び監事が就任したときは、すみやかにその旨を公示しなければならない。

(理事、監事の旅費及び報酬補償)

第43条 第26条の規定は、理事及び監事について準用する。

(職員)

第44条 この組合に必要な職員（事務長その他）をおき、理事長がこれを任免する。

2. 前項の定めるもののほか、職員に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

第4章 事 業

(標準報酬)

第45条 被保険者の報酬月額につき法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。

(医療機関の指定)

第46条 この組合が法第63条第3項第2号の規定により同号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局として指定しようとするときは、組合会の議決を経なければならない。

(一部負担金の特例)

第47条 被保険者である組合員が次に掲げる診療所につき療養の給付を受ける場合は一部負担金を要しない。

旭精機工業（株）診療所	愛知県尾張旭市旭前町新田洞5050の1
旭サナック（株）診療所	愛知県尾張旭市旭前町5050
オークマ（株）本社工場診療所	愛知県丹羽郡大口町下小口五丁目25番地の1
オークマ（株）可児工場診療所	岐阜県可児市姫ヶ丘3番地
オークマ（株）江南工場診療所	愛知県江南市前野町東1番地

(一部負担還元金)

第48条 この組合は、健康保険法の一部を改正する法律（昭和32年法律第42号）附則第7条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金（療養費に係る一部負担金は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額から控除する法第74条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を基準として、組合が定めた額）について、その還元を行う。

2. 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、療養費支給申請書各1件（法第115条の規定により同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）の支給の基礎となった一部負担金があるものを除く。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。）について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額（法第115条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合にあっては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額）から、2万円を控除して得た額とする。
3. 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
4. 前2項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(付加給付)

第49条 この組合が法第53条の規定により支給する付加給付は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 傷病手当金付加金
 - (2) 家族療養費付加金
 - (3) 合算高額療養費付加金
2. 付加給付は被保険者が、その資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。
 3. 付加給付の支給手続に関して必要な事項は、組合会の決議を経て別に定める。

(傷病手当金付加金)

第50条 被保険者が法第99条の規定により傷病手当金の支給を受けるときは、その支給を受ける期間、傷病手当金付加金として1日につき、当該傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額（被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。）を平均した額の三十分の一に相当する額の100分の10に相当する額を支給する。

ただし、同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が十二月に満たない場合にあっては、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額の100分の10に相当する額を支給する。

- (1) 傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の三十分の一に相当する額
 - (2) 傷病手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の九月三十日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の三十分の一に相当する額
2. 法第103条第1項又は法第108条第1項及び第3項から第5項までの規定により傷病手当金の支給が行われない期間があるときは、その期間については、前項の規定の適用について、傷病手当金の支給があったものとみなす。この場合において、傷病手当金付加金の支給額は、次の各号に定める額とする。
 - (1) 法第103条第1項又は法第108条第1項、第3項若しくは第5項のいずれかに該当する場合、支給があったものとみなされた傷病手当金の額及び本条第1項の規定により算定される傷病手当金付加金の額の合計額から以下に掲げる額のうちいずれか多い額を控除して得た額。

ただし、当該額が零を下回る場合には、零とする。

 - ア. 法第102条第2項の規定により算定される出産手当金の額
 - イ. 報酬の額
 - ウ. 障害厚生年金の額
 - エ. 老齢退職年金の額
 - (2) 法第108条第4項に該当する場合、傷病手当金付加金の全額。ただし、第1号ア、イ又はエに該当する場合は、同号の規定により算定される額とする。
 3. 法第103条第1項ただし書、法第108条第1項ただし書又は法第108条第3項ただし書の規定による差額の支給を受けるとき、傷病手当金付加金の支給額は、法第99条第2項の規定により算定される傷病手当金及び本条第1項の規定により算定される傷病手当金付加金の合計額から法第102条第2項の規定により算定される出産手当金を控除して得た額とする。

ただし、当該額が零を下回る場合には、零とし、当該額が本条第1項の規定により算定される額を超える場合には、同項の規定により算定される額とする。
 4. 第1項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り

捨てる。

（家族療養費付加金）

第51条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第110条の規定により家族療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族療養費付加金を支給する。

2. 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、第二家族療養費支給申請書各1件（合算高額療養費の支給の基礎となった一部負担金等があるものを除く。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は第二家族療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。）について、療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合にあっては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、2万円を控除して得た額とする。
3. 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
4. 前2項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

（合算高額療養費付加金）

第52条 合算高額療養費の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養費付加金を支給する。

2. 合算高額療養費付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から、被保険者又はその被扶養者1人につき、それぞれ2万円を控除して得た額とする。
3. 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
4. 前2項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

（施設の利用等）

第53条 この組合において設置した施設の利用方法及び利用料は、組合会の議決を経て別に定める。

2. この組合において保健事業として実施する被保険者及び被扶養者への補助の方法及び額は組合会の議決を経て別に定める。

（高額医療費貸付）

第54条 この組合においては、法第150条の規定により被保険者及びその被扶養者の高額医療費にかかる当面の窓口負担に充てるための資金の貸付事業を行う。

2. 前項の資金の貸付事業に係る実施細目については組合会の議決を経て別に定める。

（保険料及び調整保険料の負担割合）

第55条 一般保険料額及び調整保険料額の100分の60は事業主、100分の40は被保険者において負担する。

2. 介護保険料額の100分の50は事業主、100分の50は被保険者において負担する。

第5章 財 務

(会計年度独立の原則)

第56条 各会計年度における支出は、その年度の収入をもって、これを支弁しなければならない。

(会計年度所属区分)

第57条 収入の会計年度所属は、次の各号による。

- (1) 保険料及び調整保険料はその納期末日の属する年度
- (2) 国庫負担金及び補助金並びに繰越金、繰入金、寄付金、組合債及び財政調整事業交付金はその収入を計上した予算の属する年度
- (3) 徴収金及び返納金等随時の収入で納入告知書を発するものは納入告知書を発した日の属する年度
- (4) 前各号に該当しないものは領収した日の属する年度

2. 支出の会計年度所属は、次の各号による。

- (1) 保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費についてはこの組合（社会保険診療報酬支払基金を経由するものにあつては、支払基金とする。）がその請求を受理した日の属する年度
- (2) 保険給付のうち前号に定めるもの以外のものについてはその給付を決定した日の属する年度
- (3) 給料、旅費及び手数料の類はその支払うべき事実の生じた時の属する年度
- (4) 使用料、保管料及び電力料の類はその支払いの原因となる事実の存した期間の属する年度
- (5) 工事製造費、物件の購入代価及び運賃の類並びに補助金の類はこれらの契約をした時の属する年度。ただし、法令の規定又は契約により、支払期日の定めのあるものはその支払期日の属する年度
- (6) 前各号に該当しないものは支払いを決定した日の属する年度

(予備費の費途)

第58条 一般勘定の予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保険給付費
- (2) 納付金
- (3) 保健事業費
- (4) 還付金
- (5) 介護老人保健施設費
- (6) 財政調整事業拠出金
- (7) 訪問看護事業費
- (8) 事務所費
- (9) 営繕費
- (10) 雑支出

2. 介護勘定の予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 介護納付金

(2) 介護保険料還付金

(準備金の保有方法)

第59条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の3に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。

(1) 郵便貯金

(2) 臨時金利調整法(昭和22年法律第181号)第1条第1項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託(運用方法を特定するものを除く。)

(3) 公社債投資信託(外国債を運用の中心とするもの、又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。)

(4) 国債又は地方債

(5) 政府保証債又は金融債

(6) 担保付社債

(7) 抵当証券

(8) コマーシャルペーパー

(9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金

(10) 健康保険組合が組合の共同目的を達成するために設置する施設及び組合の福祉事業として行う各種貸付事業への出資金

(11) 法第150条の規定による施設である土地及び建物

2. 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。

(準備金以外の積立金の保有方法)

第60条 準備金以外の積立金は、前条第1項第1号から第10号までの方法により保有しなければならない。

(組合財産の管理方法)

第61条 この組合の財産の管理方法は、組合会の議決を経て別に定める。

第6章 個人情報の保護

(個人情報保護の徹底)

第62条 この組合の組合員である被保険者及び被扶養者等にかかるこの組合が保有する個人情報の漏えい・滅失又はき損等を防止するため、個人情報の保護を徹底しなければならない。個人情報保護の徹底を図るために必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

全文改正